

(仮称) 帯広市暴力団排除条例(素案)

1 条例制定の背景

(1) 暴力団排除に対する全国的な機運の高まり

- ・全国の自治体で暴力団排除を目的とする条例制定が広がる
- ・道内でも、平成23年4月 北海道条例施行、平成25年度中 管内全町村が制定

(2) 法改正や条例制定を契機とした社会全体での暴力団排除の取り組みの推進

- ・暴対法⇒暴力団・団員の行為取り締まりや暴力団排除活動の強化
- ・道条例⇒道の事務や事業から暴力団の排除、企業の利益供与の禁止、暴力団事務所に利用されることを知って不動産取引することの禁止、青少年の健全な育成などを規定
- ・市条例⇒道条例の適用がない市の公共事業等や公の施設への措置などを規定

2 条例(素案)

(1) 条例の目的

この条例の目的は、次のとおりとします。

- ・暴力団の排除に関し、基本理念を定める
- ・市の責務及び市民・事業者の役割を明らかにする
- ・暴力団の排除に関する施策を定める
- ・社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保や社会経済活動の健全な発展に資する

(2) 基本理念

暴力団排除の基本理念は、次のとおりとします。

- ・暴力団の排除は、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、推進する
- ・暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行う

(3) 市の責務

市の責務は、次のとおりとします。

- ・市は、基本理念にのっとり、関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施する

(4) 市の施策

① 公共事業等からの暴力団の排除

市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとします。また、契約の相手方に対し下請契約や再委託契約から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとします。

② 公の施設に係る措置

市は、市の設置する公の施設が暴力団の活動に利用されないようにするために、公の施設の使用の許可若しくは承認をせず、又は既にした使用の許可若しくは承認の取消しその他の利用の制限に関する処分を行うことができるものとします。

③ 不当要求行為等への対応

市は、不当要求行為等を防止し、市の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するために、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとします。

④ 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に主体的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。

⑤ 啓発活動

市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、北海道、警察及び道暴追センターの行う暴力団の排除に係る施策等の広報その他の必要な啓発活動を行うものとします。

(5) 市民及び事業者の役割

市民及び事業者の役割は、次のとおりとします。

- ・市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする
- ・事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする

(6) 条例の施行時期

平成 26 年 4 月 1 日（予定）